

ことばの教育の推進

本県では、学習や生活の基盤となる「ことばの力」を児童生徒に確実に身に付けさせることを目的として「ことばの教育」を推進している。

知識基盤社会化やグローバル化の時代において、他者を理解し、自分を表現し、社会と対話するために、「ことばの力」は一層大切になっている。

また、学習指導要領（平成29年）では、児童（生徒）の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実することと示されている。確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、学校全体で「ことばの教育」を積極的に展開していくことが大切である。

1 本県の「ことばの教育」

今日、国際化や情報化の進展により、自らの考えを論理的にかつ説得力をもった言葉で表現する力や情報を正確に理解し的確にまとめ発信する力が求められている。また、都市化や少子高齢化などが同時に進展する中で、家庭や地域の教育力の低下や世代間の人間関係の希薄化等が進行しつつあり、対話やコミュニケーションの必要性が一層高まっている。

本県では、平成15年度から全国に先駆けて「ことばの教育」に取り組んでおり、県内の多くの学校において、児童生徒の「ことばの力」を育むことを目的とした研究が進められている。

「ことばの教育」とは、学習や生活の基盤となる「ことばの力」を児童生徒に確実に身に付けさせるための教育であり、この教育を本県では、「知・徳・体」の基礎・基本の徹底を実現していくための重要な視点として位置付けている。

学習指導要領では、各教科等の指導において言語活動を充実させることが求められており、これまで「ことばの教育県づくり」を展開してきた先進県として、各学校の更なる取組の推進を期待している。

2 学習指導要領における言語活動の充実

小学校学習指導要領解説総則編（平成29年）では、言語は児童の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであると位置付けている。

その上で、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ることであるとされている。国語科では、「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をどのような言語活動を通して育成するかを言語活動例として示され、各教科等においても、それぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されている。

小学校学習指導要領（平成 29 年） 第 1 章 総則

第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 (1)

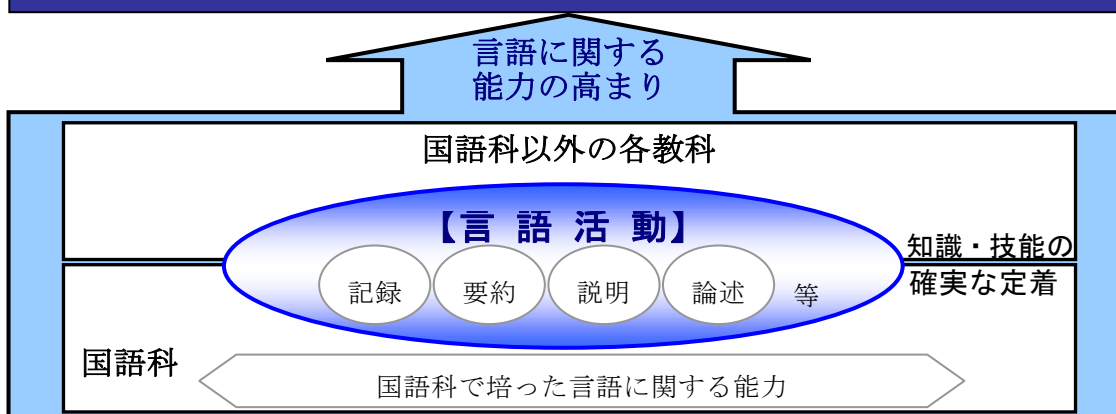
基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

第 3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(2) 各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。（一部抜粋）

思考力・判断力・表現力等の育成



言語活動の充実は、国語科だけでなく全ての教科等で取り込まれるものであり、そのことによって児童生徒の言語に関する能力が高められ、思考力・判断力・表現力等の育成が効果的に図られる。また、教科等の知識・技能の確実な定着にも結び付く。

(1) 言語活動の充実を導入した趣旨

平成 20 年 1 月の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申では、我が国の児童生徒の課題について指摘している。

具体的には、国内外の各種調査の結果から、思考力、判断力、表現力等を問う読解力や記述式の問題、知識・技能を活用する問題に課題があること、また、他者との関わり等の不足から、自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を抱えていること等が課題として挙げられていた。

同答申では、これらの課題を指摘した上で、その対応として、言語に関する能力を高めることの必要性を示している。

(2) 指導上の留意点

ア 教科等における資質・能力を育成するための手立て

各教科等において言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

○言語活動例

思考力、判断力、表現力等を育むために

例えばこんな言語活動で授業改善

～考えを深める場面で～

～発表の場面で～

生徒一人一人が自分の考えをもち、他者の考えと共通点や相違点を意識しながら考えを深めていくような言語活動を充実しましょう。

参考HP：文部科学省「言語活動を通じた授業改善のイメージ例」

イ 指導計画への位置付け

言語活動の充実は、いずれの教科等においても授業改善の重要な視点である。

そのため、全ての教師が、言語活動を充実することの必要性を十分に理解し、教科等の年間指導計画や単元の指導計画に言語活動を位置付けることが必要である。

各学校においては、作成された指導計画に基づき、授業のねらいに応じた言語活動を展開し、その活動が児童生徒に育てたい力を付けるために有効であったかどうかを評価し、その評価を基に、指導計画を見直して更に改善を図っていくことが必要である。

ウ 学校生活全体での取組

児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。

学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、教師との関わりに関係することとして、①教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと、②校内の掲示板やポスター、児童に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること、③校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと、④より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること、⑤教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること、⑥児童生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要がある。

3 児童生徒の発表の場

各学校における「ことばの教育」の取組の発表の場として、平成15年度から「ことばの輝き」優秀作品コンクールを実施している。このコンクールでは、児童生徒に「書く」力を育成するため、日常の学習活動の中で作成した説明文、記録文、生活文、レポート、読書感想文等を募集している。平成29年度は県内の学校から97,067点の応募があった。



4 読書活動の推進

(1) ねらい

読書活動は、子供がことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど、人生をよりよく生きるための力を身に付けていく上で欠かすことのできないものである。同時に、「ことばの力」を育てる上で大きな力を発揮するものであり、学力の基盤をなすものでもある。

各学校において、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図り、日常生活において読書活動が活発に行われるよう、創意工夫を生かした取組が期待される。

(2) 読書活動の推進

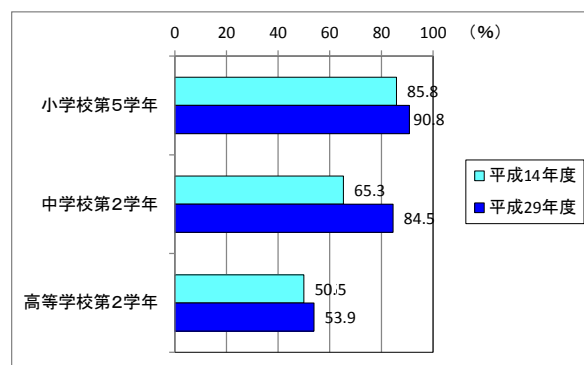
ア 全校一斉読書活動の推進

児童生徒の読書習慣の定着を図る上で有効である全校一斉読書活動を推進した結果、平成17年度以降、実施率は公立小学校・中学校ではほぼ100%となっている。

イ 1か月に1冊以上本を読む児童生徒数の増加

1か月に1冊以上本を読む児童生徒の数が増加している。朝の読書活動の実施、図書室の整備の工夫、推薦図書の紹介、本の読み聞かせ、ブックトーク、イベントの実施、授業における書籍の活用、読書ボランティアの活用、公立図書館との連携等、各校の読書活動の推進に向けた取組の成果であると考えられる。

1か月に1冊以上本を読んでいる児童生徒の割合
(広島県「基礎・基本」定着状況調査及び高等学校学力調査より)



各学年代表によるおすすめの本紹介
【神石高原町立神石小学校】



図書委員会の活動
【東広島市立中央中学校】



全校生徒参加のビブリオバトル
【広島県立御調高等学校】



(3) 広島県子供の読書活動推進計画（第三次）

本県では、子供の読書活動の実情等を踏まえ、平成15年11月に「広島県子どもの読書活動推進計画—ことばの力を育てる読書活動をめざして—」を策定し、平成21年2月には第二次計画を、平成26年2月には第三次計画を策定した。

第三次計画では、「広島県の子供は日本一たくさん本を読みます」をキャッチフレーズに、「本に親しむ」、「たくさん読む」、「目的に応じて読む」、「本から学び自らの考えを深める」という四つの取組の柱を設定し、「1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合～小学校97%以上、中学校90%以上、高等学校65%以上、特別支援学校50%以上」、「読書感想文コンクール等へ応募する学校の割合～小中高100%、特別支援学校70%以上」など、具体的な目標値を掲げている。

その中で特に、「乳幼児期に本にしっかり親しませること」や、「自ら学び、自ら考え、主体的に判断する子供」、「自ら問題を発見し、よりよく問題を解決しようとする子供」を育成することを重視している。

この第三次計画にある子供の読書活動推進のための目標及び具体的な取組に基づき、各学校において子供の読書活動を一層推進していく必要がある。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「広島県子供の読書活動推進計画（第三次）」

(4) 学校図書館の活用

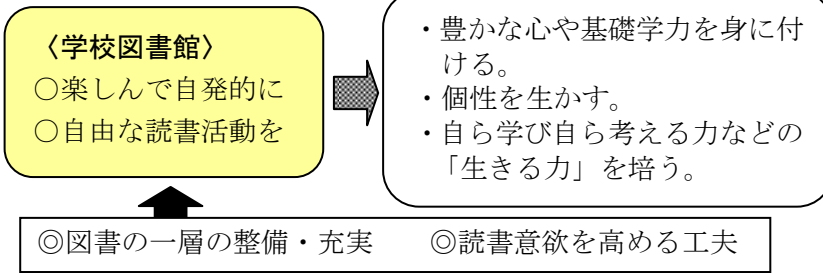
ア 目的

図書や視聴覚教材、その他学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、これを児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成する。

イ 学校図書館を活用した教育の推進のポイント

(ア) 読書センターとしての学校図書館

読書センター

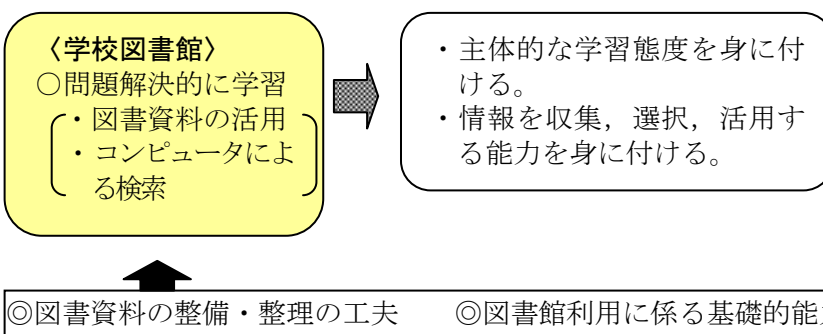


新入生のためのオススメの本コーナー
【庄原市立比和中学校】



(イ) 学習・情報センターとしての学校図書館

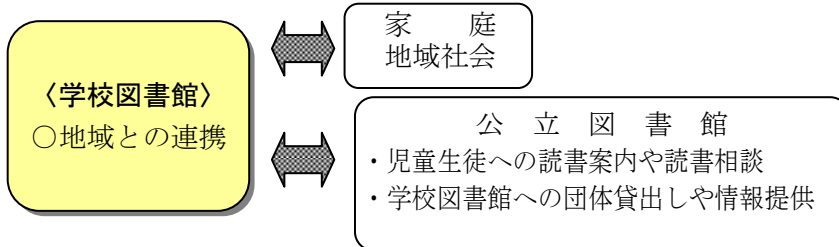
学習・情報センター



「国語総合」図書館でのグループ活動
【広島県立松永高等学校】



(ウ) 地域に開かれた学校図書館



読書ボランティアによる絵本館祭
【安芸高田市立向原小学校】



(5) 子供の読書活動を推進する取組

県内では、学校や地域で読書の楽しさや大切さを他の子供たちへ広め、読書活動を推進する子供のリーダーを育てる「子ども司書」養成講座が実施されている。

各校においては、こういった子供のリーダーに活躍の場を与えるなどして、子供の読書活動を一層推進することが大切である。



「子ども司書」認証式の様子

(子ども司書 認証人数)



子ども司書による読み聞かせ

【福山市立霞小学校】

平成 26 年度:184 名 平成 27 年度:216 名 平成 28 年度:213 名 平成 29 年度:243 名